

屋台との共生のあり方研究会資料 (第6回)

日時：平成24年2月17日（金）13:00～

場所：福岡市役所15階講堂

説明内容

I 課題の解決に向けた取組み

※これまでの行政としての反省点を踏まえた議論

II 屋台の今後のあり方についての考え方

※ルール遵守を前提とした議論

III 次回研究会について

I 課題の解決に向けた取組み

1. これまでの市役所としての反省点（総括）

- 生活の糧としての屋台への対応という考えから、営業者、業界の自主性を尊重するという基本的なスタンスを取ってきたこと
- 市役所内の関係部局が、それぞれの所管業務の観点からばらばらに対応していたため、横断的・全庁的な対応をとってこなかったこと及びフォローアップを行ってこなかったこと
- 指導要綱に基づく指導を行うのに十分な人員体制を取れなかったため、指導やチェックを十分に行うことができなかったこと
- 市役所が住民と屋台営業者の間に入る形で調整を行ってきたことから、住民、屋台営業者、行政が直接共通の場で意見交換を行う機会がなかったこと

2. 課題の解決にあたっての論点

※ これまでの研究会での議論を整理

1. 屋台の再配置

⇒ 残る3地区(全体の20%)の解決へ

2. 屋台のルール遵守

⇒ 徹底指導など営業の適正化へ

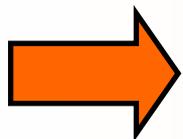
- ・ 道路・公園
- ・ 食品衛生
- ・ 環境整備

3 屋台の金銭的負担

⇒ 業者の負担の適正化へ

4 優良屋台制度・屋台に対する評価

⇒ 施策の実施へ



課題の解決に向けた取組み(まとめ)

3. 課題の解決に向けた取組み

1. 屋台の再配置

これまでの取組み

- 歩行者の通行障害となっている屋台の再配置への取組み
- 全屋台(約150軒)のうち約20%にあたる30軒が未完了(長浜地区、冷泉地区、須崎地区)

長浜地区: 今後広幅員となる歩道への再配置に向けた取組みを検討中

冷泉地区: 公園を改修して歩道幅員を確保する方法を検討したが、周辺住民や周辺の事業者の反対が強く、対応には至らなかった。

須崎地区: 河川緑地帯を利用した歩道拡幅の方法を検討したが、周辺住民の反対が強く、対応には至らなかった。

1. 屋台の再配置 (未完了30軒への対応)

課題1

営業者は現在地近くでの再配置先を希望してきたが、屋台の再配置先の地元住民などから、**ルール遵守状況も含め、屋台に対する根強い反対**があり、再配置先の確保が困難であった。



これからの取組みの方向性(行政)

- 営業者及び行政が、ルール遵守に向けた十分な取組みを行い、周辺住民等の理解を前提として、**観光資源など屋台の効用を活かす一定の地区、場所への移転等**の検討

課題2

これまで、再配置にあたって市が住民、屋台営業者それぞれから意見を聞いており、**直接対話**がされてこなかった。



これからの取組みの方向性(行政、屋台営業者、地域住民)

- 残る3地区ごとの対応が必要であり、**地域住民、屋台営業者、行政が直接対話できる場(地域との共生協議会(仮))**を設ける。

2. 屋台のルール遵守(道路・公園)

これまでの取組み

○屋台指導

- ・ 博多区、中央区に嘱託の屋台指導員各2名を配置し、巡回指導を実施(1軒あたり博多区:月2~3回、中央区:月5~6回)
- ・ 国や警察と合同で、博多区、中央区それぞれ年4回ずつ(平成22年度より倍増)の巡回指導

○許可更新手続き

- ・ 一定期間ごとに許可更新手続き(道路占用許可は4ヶ月、公園内行為許可は3ヶ月)

○講習会の実施

- ・ 年1回屋台営業者全員を集めた講習会の実施(今年は2月8日に実施済)

課題1

屋台営業が長い間生活の糧となっていることを勘案し、営業者の自主的なルール遵守を求める指導を実施してきた。

市民に危険が及ぶ等重大な違反がない限り、許可取消や更新を認めないという強制的な方法をとってこなかった。

これからの取組みの方向性(行政)

- 屋台が公共の場を使用していることを再認識し、ルールを守らない違反屋台の指導強化のために、人員の増員や警察との連携強化

2. 屋台のルール遵守(道路・公園)

課題2

屋台指導要綱に基づき指導を実施してきたが、市として更なる適正化に取り組んでいくためには、**指導の根拠をより明確化**することが考えられる。

今後の屋台と福岡のまちの共生を考えるにあたっては、公共の場を使っていることに対する**屋台営業者、行政、利用者等の責務**を明らかにする必要がある。

屋台の規格や営業時間などの基準についても議論がある。



これからの取組みの方向性(行政)

- 条例の制定等による**①屋台営業の適正化のためのルールの更なる明確化、②屋台が公共の場を使用していることに伴う、屋台営業者や行政の責務の規定**
- 関係機関との協議を行いながら、**規格等の見直しの必要性を含めた再検討**

2. 屋台のルール遵守(道路・公園)

課題3

名義貸しやいわゆる「雇われ店長」の実態把握ができておらず、ルール周知が十分でなかった。



これからの取組みの方向性(行政)

- 許可時における営業者の実態把握をした上で、許可を受けた者が営業する制度を検討
- 全従業員に対する地域ごとの講習会の実施

課題4

屋台営業者の自主的なルール遵守を求めてきたが、屋台営業者の意識や自主的な取組みが十分でなかった。



これからの取組みの方向性(屋台営業者)

- 営業者自身が公共の場を使っていることをしっかりと自覚し、全屋台営業者がルール遵守や地域貢献のための取組みを行うことを宣言してはどうか。
- 屋台営業者が、ルール遵守及び地域貢献に向けた具体策を自主的に作成し、一定期間後に取組みができたかの検証をしてはどうか。
- これまで、営業者が地元住民の考えを十分に聴いてこなかったことから、住民、営業者、行政の直接対話の場に参加してはどうか。
- 屋台組合の体制強化が必要か。(条例等による組合の位置づけの明確化等)

2. 屋台のルール遵守(食品衛生)

これまでの取組み

- 以下の事項について、別添資料のとおり。
 - ・ 食品衛生法に基づく施設の基準
 - ・ 屋台はその特殊性から、固定店舗とは異なる基準を適用し、「生もの提供禁止」の条件を付加
 - ・ 食品衛生法に基づく指導
 - ・ 固定店舗と同様の管理運営基準に加え、許可条件「生もの提供禁止」の遵守状況も追加的に確認
 - ・ 重点的な監視指導の対象とし、監視頻度も固定店舗と比較して高い(約2倍程度)
 - ・ 生ものの提供等食品衛生に関する重大な違反に対しては、これまでも文書指導や処分
(平成22年度:監視延べ件数 386件 口頭指導 125件 文書指導3件 平成11年度以降処分はなく、食中毒の発生を理由とした処分案件もない。)

課題5

これまで重点的な監視対象として指導や処分を行ってきたが、アンケート調査等では衛生面の課題を感じる市民が多く、今後も引き続き食品の安全性確保のために取り組んでいく必要がある。

一方、今だに生もの提供に関する通報や苦情が寄せられるなど、屋台営業者自身の意識改善が必要である。

これからの取組みの方向性(屋台営業者)

- 屋台事業者による食品衛生指導員(食品衛生協会が実施)を増員してはどうか。
- 屋台組合による苦情対応のための「屋台110番」と保健所が連携してはどうか。
- 食品衛生指導員の指導結果を食品衛生協会や福岡市のHPで公表してはどうか。

2. 屋台のルール遵守(環境整備)

これまでの取り組み

屋台指導要綱により、**上下水道やトイレの整備は屋台営業者の努力義務**としている。

上下水道: 屋台の設置場所においては、屋台からの申請があれば本管への接続等の対応ができる状況。

トイレ : 一般的に、特に必要性の高い場所に公衆トイレを設置(屋台集積地区にも計7箇所(歩道・公園))。

屋台ごとに、協力するビルやコンビニを作ること、閉店後にトイレ清掃を併せて行うことを指導。

課題6

不適切な排水を行うなど、屋台営業者による**公共の場の適切な使用**が行われてこなかった。

これからの取り組みの方向性(屋台営業者)

- 公共の場を利用していることを踏まえ**排水等の適切な処理や清掃**を実施してはどうか。
- **トイレについて**、清掃を行うことなどを条件に、屋台が**協力店舗の確保**してはどうか。
- 上下水道・トイレの整備や管理のための**屋台営業者の自主的な取り組み**を実施してはどうか。

課題7

これまで市として、屋台のために環境整備を行うという考えはとってこなかった。

屋台指導要綱に基づく**上下水道やトイレの整備の努力義務**について、指導を十分に行ってこなかった。

これからの取り組みの方向性(行政)

- 屋台の一定の公益性が認められるのであれば、**営業者の応分の負担を求めた上で、市による環境整備を検討**
- 市による、**公共の場の適切な使用の指導**を徹底

3 屋台の金銭的負担

これまでの取組み

屋台の占用料については、**周辺地価(固定資産税評価額)**を踏まえ、その土地の賃貸を想定した額を徴収。(面積が8㎡程度で、建物質料分の含まれない額)

課題1

法令等の根拠に基づき周辺地価や他の占用物等を踏まえた妥当な料金の設定となっているが、**市道の占用料は国道や公園の料金と比較して低い(約半分)**という実態がある。



これからの取組みの方向性(行政)

- 市道占用料などの屋台営業者の負担の適正化に向け、**負担額の見直し・調整**

課題2

実態として**屋台の規格が8㎡を超えている場合がほとんど**であるが、その実態と占用料の額が合っていない。



これからの取組みの方向性(行政)

- 屋台の**占用面積などの実態と負担額の乖離を埋める方法**を検討

4 優良屋台制度・屋台に対する評価

これまでの取組み

優良屋台制度の実施に向けて調整を行ったものの、実施主体の調整がつかず、**実施には至らなかった。**

課題1

屋台の指導徹底だけでなく、**ルールを守っている屋台(模範屋台)**を評価するような制度も必要ではないか。



これからの取組みの方向性(行政・屋台営業者)

- **ルール・マナーを守っている屋台(模範屋台)**を指定するような制度の導入

課題2

これまで市として、屋台に対して主に規制の観点から取り組んできたが、**屋台の効用を分析し、効用を高める施策**を実施していくという観点も必要ではないか。



これからの取組みの方向性(行政)

- **市として屋台の効用(経済効果・PR効果・にぎわい創出等)**の分析を行い、**効用を高めるための施策**を検討

課題の解決に向けた取組み(まとめ)

行政の取組み

(1) 再配置

- 地域住民、屋台営業者、行政が直接対話できる場を設け、再配置に向けた取組みの実施

(2) ルール遵守

- 条例制定等の検討、体制強化に向けた検討
- 全従業員に対する地域ごとの講習会の実施
- 地域住民、屋台営業者、行政が直接対話できる場を設ける
- 屋台営業者の応分の負担を求めた上で、市による環境整備を検討
- 指導徹底、警察等との連携強化
- 営業者の遵守に向けた取組みに対する支援
- 許可を受けた者が営業する制度の検討
- 行政が屋台に対して担う責務の明確化

(3) 屋台の金銭的負担

- 負担額の見直し・調整

(4) 優良屋台制度・屋台に対する評価

- 模範屋台を指定するような制度の導入、屋台の効用分析や効用を高めるための施策の実施

(5) 体制

- 研究会の提言を受けての取組み強化宣言
- 総合的な体制の構築(屋台共生対策本部(仮)の設置)
- 屋台に関する専門部署の設置

※対策本部の設置など可能なものは直ちに取組み、条例制定等の検討や専門部署の設置など一定の時間を要するものについても、早急に検討に着手する。

営業者の取組み(案)

- 全屋台営業者がルール遵守や地域貢献のための取組みを行うことを宣言
- 取組みの具体策を策定し、一定期間後に遵守状況の検証
- 組合等による名義貸し等の営業実態調査の実施
- 食品衛生指導員による点検結果のHP公表
- 組合の体制強化、「屋台110番の開設」、組合による講習会の開催等自主的な遵守方法の検討
- 排水の適切な処理やトイレの協力店舗の確保、設備整備に向けた取組み

Ⅱ 屋台の今後のあり方についての考え方

※ ルール遵守を前提とした議論

屋台の今後のあり方(検討の視点)【再掲】

※前回会長から示された考え方

屋台の公益性

○ 屋台は、単に観光資源としての意義や経済効果があるだけでなく、まちの賑わいや交流の場を創出し、また、福岡のイメージとしてのアピール効果を有するなど、福岡市の都市の魅力向上に寄与している。

⇒ 福岡の屋台は、単なる社会慣習としての存在を越えて、いわば「都市の装置」として、福岡市・市民の利益の増進に資する「公益性」が認められる存在なのではないか。



屋台との共生

○ 公益性が認められれば、屋台の課題(マイナス面)を解決することで、福岡のまちと屋台が共生をしながら、屋台の効用・公益性(プラス面)を積極的に活かすことができるのではないか。



屋台活用に向けた方策

○ 都市の魅力向上につながる屋台を積極的に活用していくために、屋台が減少していることへの対策をどのように実施していくべきか。

現在屋台の数は年々減少しており、「原則一代限り」の下で、今後更なる減少が予想。

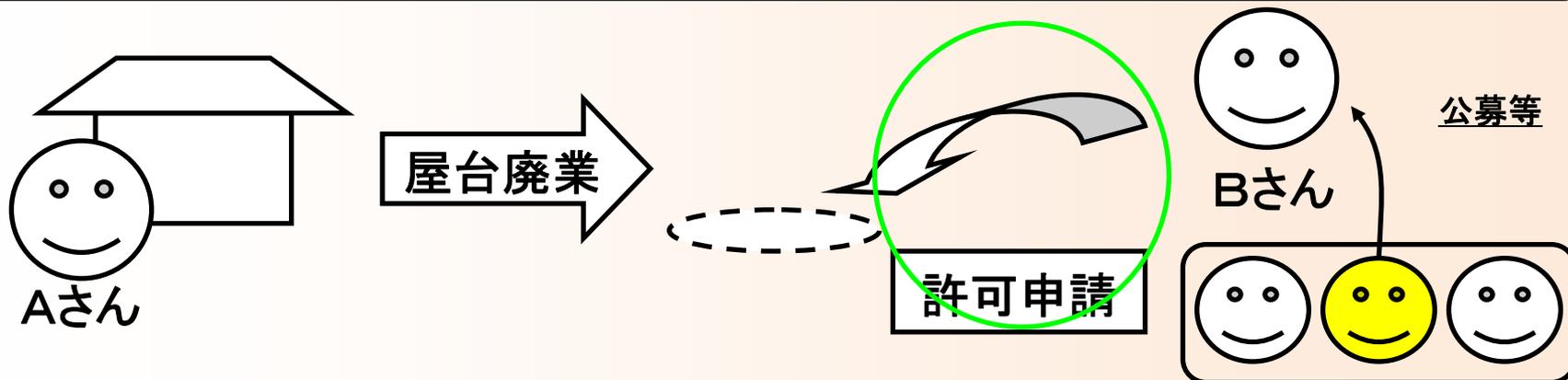
論点

- 「原則一代限り」見直し
- 新規参入
- 屋台営業ができる場所の指定や環境整備のあり方
- 公益性の担保の方法

1 「原則一代限り」の見直し・新規参入

【パターン①】「原則一代限り」見直し

屋台営業者が廃業した場合、公募等により、同一の場所の屋台営業のための許可を認める



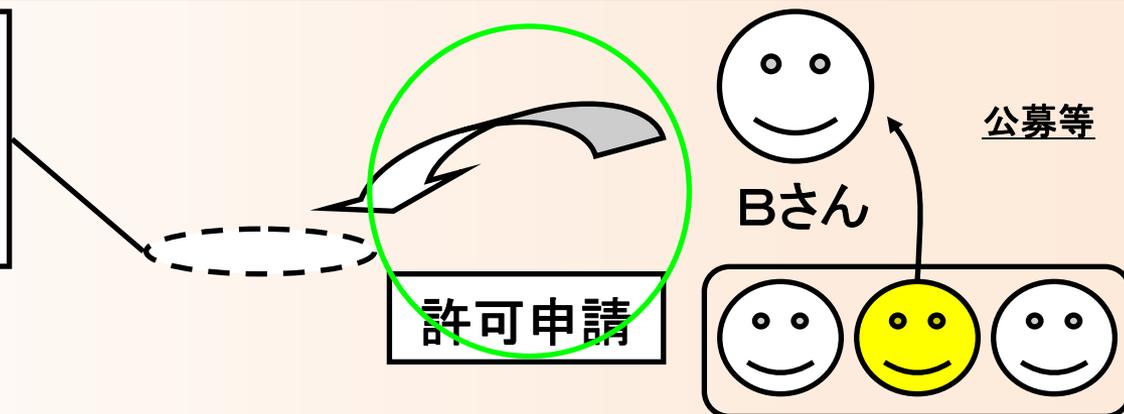
※現営業者(Aさん)が後継者を自由に指定する制度は、権利金等の問題が懸念されるため不適当

【パターン②】新規参入

観光資源等の目的で、周辺住民の理解を前提に、屋台の効用を活かせる地区として市が指定した地区内の場所において、公募等により、屋台営業のための許可を認める

現在屋台はないが...

- ・観光に資する地区
 - ・にぎわいを創出すべき地区
- として市が指定する地区内の場所



2 屋台営業ができる地区や場所の指定とその環境整備のあり方

- 屋台の場所は、観光資源、コミュニケーションの場、にぎわい創出など、屋台が「都市の装置」として役割を果たせるような場所であることが必要。
- そのため、周辺住民の理解を前提として、屋台の効用を活かせる地区や場所(道路や公園、その他公共施設用地等)を市として指定。

【場所の考え方】

- ①現在屋台がある場所(再配置対象屋台を除く)
- ②屋台の効用を活かせる場所

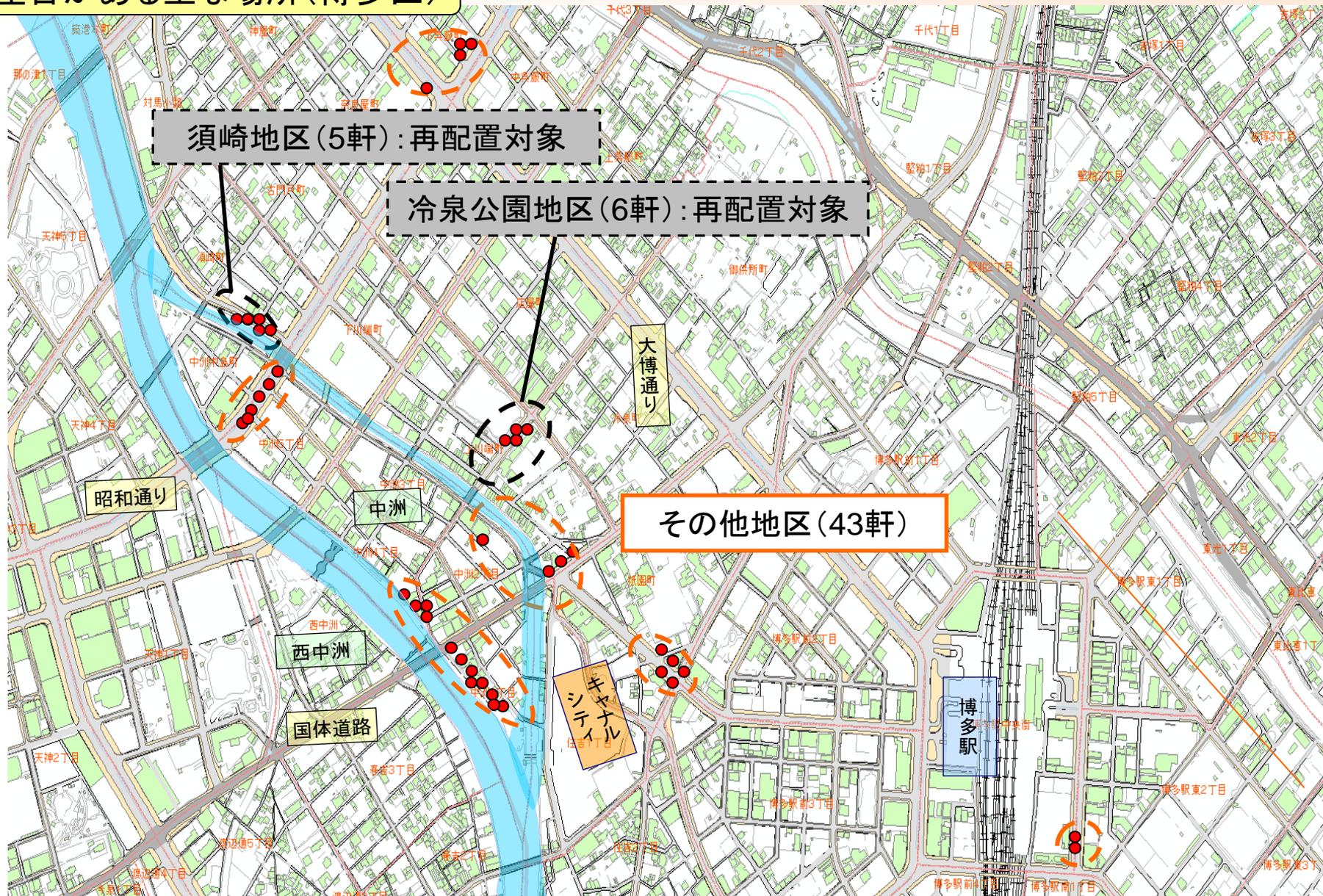
屋台がある主な場所(中央区)

長浜地区(14軒):再配置対象

天神等地区(72軒)



屋台がある主な場所(博多区)



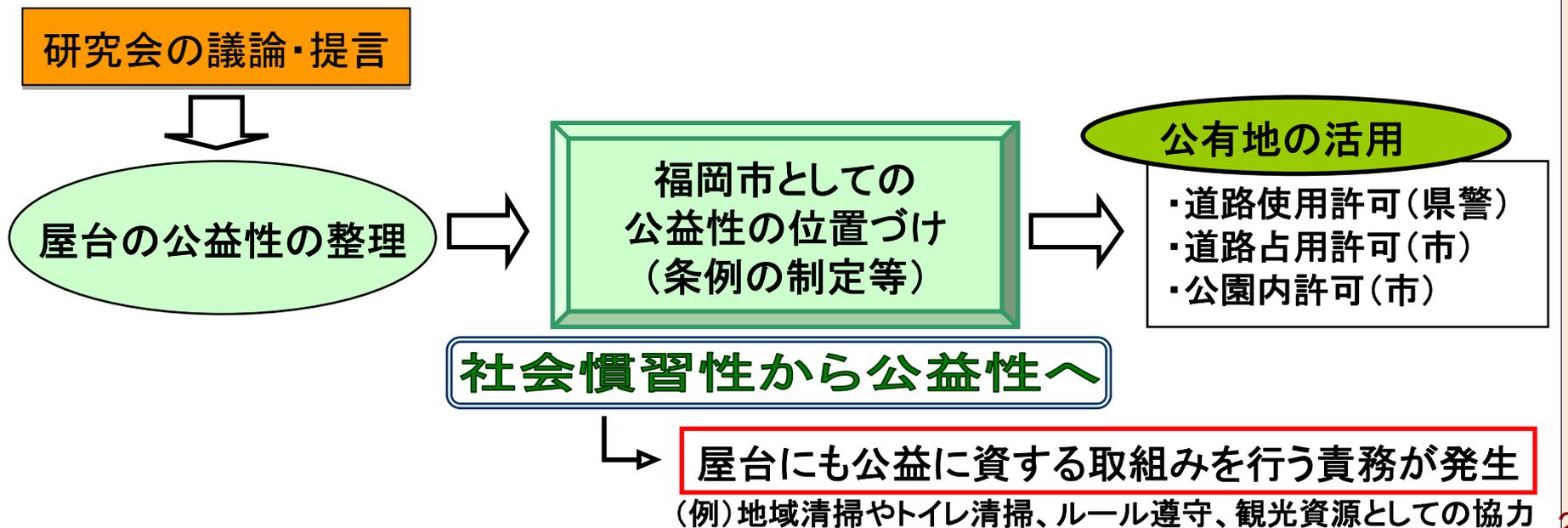
※その他東区等に一定数の屋台 20

3 公益性の担保の方法

公益性の担保の必要性

- これまで屋台は、長い間営業してきた営業者の生活の糧として、社会慣習の中で認めてきた。
- 今後公有地（道路や公園、その他公共施設用地等）における屋台営業を認めていくには、道路や公園の使用・占用の許可等にあたって、屋台に一定の公益性が認められる必要。
- 屋台は、単に観光資源としての意義や経済効果があるだけでなく、まちの賑わいや交流の場の創出、市の広告効果などの観点から、「都市の装置」として、福岡市の都市の魅力向上に寄与。
- これらのことも勘案し、屋台に一定の公益性が認められるのであれば、条例の制定等により、福岡市において、それを明確に位置づけることが考えられる。

(イメージ)



Ⅲ 次回研究会について

次回研究会について

【日時】

（調整中）

【場所】

（調整中）